

サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）概要

平成28年10月 内閣サイバーセキュリティセンター、警察庁、総務省、法務省、外務省、経済産業省、防衛省

基本認識

サイバーセキュリティ分野の能力構築支援は、既に多くの省庁が実施している。今後は、**オールジャパンで戦略的効率的な支援を行い、その効果を極大化するために、関係省庁間の緊密な連携が一層重要**

◎ サイバーセキュリティ分野の能力構築支援の重要性は、閣議決定である国家安全保障戦略、サイバーセキュリティ戦略、開発協力大綱のほか、G7伊勢志摩サミットで発出した「サイバーに関するG7の原則と行動」でも確認。

具体的取組

二国間中心の取組

① インシデント・レスポンス等の能力の向上支援

- (ア) 途上国政府の態勢作りの支援
(アウェアネスの向上、制度・政策面、態勢・機構面の知見提供)
- (イ) 機材・設備の供与
- (ウ) 機材・設備の運用能力の向上支援
(技術面の知見提供、人材育成)

米国等友好国との情報交換、政策協調も追求

多国間の枠組みを中心とした取組

- ② サイバー犯罪対策支援
サイバー攻撃等の犯罪への対処・捜査能力向上による犯罪の抑止
- ③ サイバー空間の利用に関する国際的ルール作り及び信頼醸成措置に関する理解・認識の共有

● 蓄積された経験・知見、高度な技術や、途上国側のニーズに応じ、官民で分担しつつ、**(ア)～(ウ)をシームレスに(必要に応じ、パッケージとして)提供可能(日本の強み)**

⇒ 当面はASEAN諸国を中心に、政府開発援助(ODA)その他の政府資金等各種支援を、可能かつ適切な連携の下で積極的に実施(※当面は技術協力を中心に(ア)(ウ)に注力しつつ、態勢整備等と並行して(イ)で供与する機材の高度化を図る。)

● サイバー関連法制度整備、犯罪捜査手法や刑事司法に関する研修、サイバー犯罪条約締約国による関連会合等の多国間の枠組みを積極的に活用

● 各国の認識の共有、相互の意識啓発に努めると共に、国際的な連絡態勢を平素から構築し、信頼醸成を進めていく。国連サイバー政府専門家会合(GGE)等の多国間協議の場も活用。